

研究指導計画書に関する申合せ

平成20年3月17日

教務委員会決定

本学大学院研究科修士課程・博士前期課程の学生に対して、宇都宮大学大学院学則第8条の8第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作成する研究指導計画書（以下「計画書」という。）について、次のとおり定める。

- 1 計画書の様式は、別紙のとおりとする。
- 2 計画書は、原則として各年度の4月末までに（10月入学の場合、10月末までに）指導する学生ごとに作成する。
- 3 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
 - 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
 - 二 作成した計画書を学生に明示し、学生に写しを1部渡すとともに原本を、修学支援課に提出する。（工学研究科にあつては、工学部学生係）
- 4 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画書の見直しを行い、実効性の高いものに改める努力を行う。